

『起業家、中小・ベンチャー企業経営者のための資金調達、金融』最新レポート

資金調達サポート会 代表 吉田 学 発行

「事業再構築補助金」の概要が公表されました(令和3年2月15日現在)

2021年2月15日に事業再構築補助金に関する「概要」が公表されました。また、同時に「よくあるお問い合わせ」も更新されていますので、詳細については、以下の URL からアクセスしてご確認ください。

<経産省 HP>

・事業再構築補助金 <https://bit.ly/3pQIILL>

公表された「概要」のポイント及び新たに判明した点について、以下、簡潔に説明いたします。

1. 認定支援機関について

補助金額が 3,000 万円を超える案件については、認定支援機関だけではなく、**金融機関(銀行、信金、ファンド等)**も参加して策定することが必要になるようです。なお、**金融機関が認定支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構わない**とのこと。積極的な金融機関とそうでない金融機関に分かれそうです。

2. 補助金の公募回数について

複数回実施する予定のようです。なお第1回目公募の期間は1か月程度を想定しているようです。

3. 特別枠に採択されなかった場合

今回の目玉でもある「緊急事態宣言特別枠」に不採択となった場合も、**通常枠で再審査**するようです。**特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が上がる可能性が高い**とのこと。つまり、特別枠に申請できる事業者は特別枠に申請した方が大きなメリットを受けることができます。

<概要>

- 緊急事態宣言により深刻な影響を受け、早期の事業再構築が必要な中小企業等については、**通常枠**で**加点措置**を行います。
- 更に、これらの事業者向けに「緊急事態宣言特別枠」を設け、**補助率を引き上げ**ます。「特別枠」で不採択となったとしても、**加点の上、通常枠で再審査**いたします。

対象となる事業者

通常枠の申請要件 (P2参照) を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、**令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者** (【注】要件に合致すれば、地域や業種は問いません。)

通常枠の加点措置

審査において、一定の**加点措置**を行います。

緊急事態宣言特別枠

補助率を引き上げ、**特別枠**を設けます。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	
6～20人	100万円～1,000万円	中小企業：3/4
21人以上	100万円～1,500万円	中堅企業：2/3

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択要件に限りがあります。ただし、不採択となった場合も、通常枠で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性があります。

4. 中堅企業の範囲について

資本金 **10 億円未満**となる見込みのようです。

5. 補助対象“外”の経費の例について

以下の経費は補助対象になりませんので、注意が必要です。

- ・補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- ・**不動産、株式、公道を走る車両、汎用品(パソコン、スマートフォン、家具等)の購入費**
- ・販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

6. 事業計画について

合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要であり、以下のようなポイントが示されています。早めの準備が必要となります。

<ポイント>

- ・現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- ・事業再構築の具体的な内容(提供する製品・サービス、導入する設備、工事等)
- ・事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- ・実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画(付加価値増加を含む)

なお、具体的な審査項目は公募要領に掲載予定です。**事業化に向けた計画の妥当性、再構築の必要性、地域経済への貢献、イノベーションの促進**などが審査項目となる可能性があります。

7. 概算払い制度について

通常、補助金は、支出後に支払われますが、本制度においては「**概算払制度**」が設けられるようです。使途については「**しっかりと確認する**」とのこと。

8. 事前着手承認制度について

通常、補助事業の着手(購入契約の締結等)は、交付決定後になりますが、「**事前着手申請**」が承認された場合は**2月15日以降の設備の購入契約等も補助対象**となるようです。これは有難いですね。

公募の開始予定は「3月」です。公募期間は約1ヶ月です。**今から認定支援機関に依頼をして、事業計画策定の準備などをお勧めします!!**